

コンプライアンス

三菱重工グループでは、法令はもとより社会規範を遵守し、公正で誠実な事業活動を推進しています。推進にあたっては、GC(常務執行役員)を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体としてのコンプライアンス推進計画の立案と実行、進捗状況の確認のほか、グループ内における取り組みや事例の共有などを通じて、継続的なコンプライアンスの強化を図っています。

また、国内外に「コンプライアンス通報窓口」を設置し、コンプライアンス違反または違反の恐れがある行為に直面したときなど、さまざまなコンプライアンス・リスクに迅速に対応するように努めています。

多様な経歴、国籍、文化を持つ人々からなるグローバル企業である当社グループにとって多様性は大切な財産であり、さまざまなバックグラウンドを持った社員一人ひとりが共通の企業文化のもとで事業を推進していく必要があります。このため、当社グループ共通の行動規範として「三菱重工グループ グローバル行動基準」を制定し、e-ラーニングや冊子の配布などによる世界中の当社グループ員への浸透を図るとともに、「コンプライアンス推進グローバルポリシー」を制定し、コンプライアンスを推進するための体制、役割、管理事項等の基本事項・ルールを明確にしています。

さらに、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、さまざまな事例をテーマとしたディスカッション形式の研修を毎年実施し、独占禁止法、贈賄防止および輸出関連法規の遵守に関してe-ラーニングや講習会も開催しています。また、ものづくりの各現場では技能職向け「コンプライアンスガイドブック」を使って遵法意識の向上を図っています。

海外地域におけるコンプライアンスの徹底がこれまで以上に求められている中、当社グループは、米州、欧州、アジア・パシフィック、中国の4地域それぞれにコンプライアンス推進者を配置し、地域や国ごとにコンプライアンス連絡会やモニタリングなどを通じて海外グループ会社のコンプライアンス推進強化にも取り組んでいます。

コンプライアンス推進 e-ラーニング受講人数

約**88,100**名(2019年度)

	年度/件			
通報件数の内訳	2016	2017	2018	2019
労働・職場環境	42	49	81	69
規律・マナー違反	28	17	13	13
取引関連法令	11	11	15	12
相談・意見	3	0	1	2
その他	34	36	32	44
合計	118	113	142	140
(うち、是正・改善件数)	(64)	(59)	(59)	(66)

▶ コンプライアンス推進体制

(2020年4月1日現在)

